北海道運輸局管内における鉄軌道事故等の発生状況

（令和４年度）

令和５年１１月

北海道運輸局 鉄道部

１．運転事故

○ 令和４年度に発生した運転事故は、件数が１０件で対前年度増減無し、死亡者数が１人で３人減、負傷者数が５人で３人減でした。（表１参照）

○ 乗客の死亡事故は、ありませんでした。

表１：運転事故の件数及び死傷者数（令和４年度）

	件数		死亡者数		負傷者数	
		対前年度		対前年度		対前年度
列車事故	2件	＋2件	0人	±0人	0人	±0人
踏切事故	5件	＋1件	1人	－1人	3人	＋1人
踏切障害に伴う列車事故	0件	±0件	0人	±0人	0人	±0人
道路障害事故	0件	－3件	0人	±0人	0人	－6人
人身障害事故	2件	±0件	0人	－2人	2人	＋2人
物損事故	1件	±0件				
合計	10件	±0件	1人	－3人	5人	－3人

※１ 「列車事故」は、列車衝突事故（軌道における車両衝突事故を含む。）、列車脱線事故（軌道における車両脱線事故を含む。）及び列車火災事故（軌道における車両火災事故を含む。）をいいます。

※２ 「踏切事故」は、踏切障害に伴う列車事故と踏切障害事故の総称です。

※３ 「踏切障害に伴う列車事故」の件数等は、踏切事故の内数であり、列車事故にも重複して計上されています。合計の件数等は、この重複を除いたものです。

図１：運転事故の種類別の件数及び死傷者数（令和４年度）

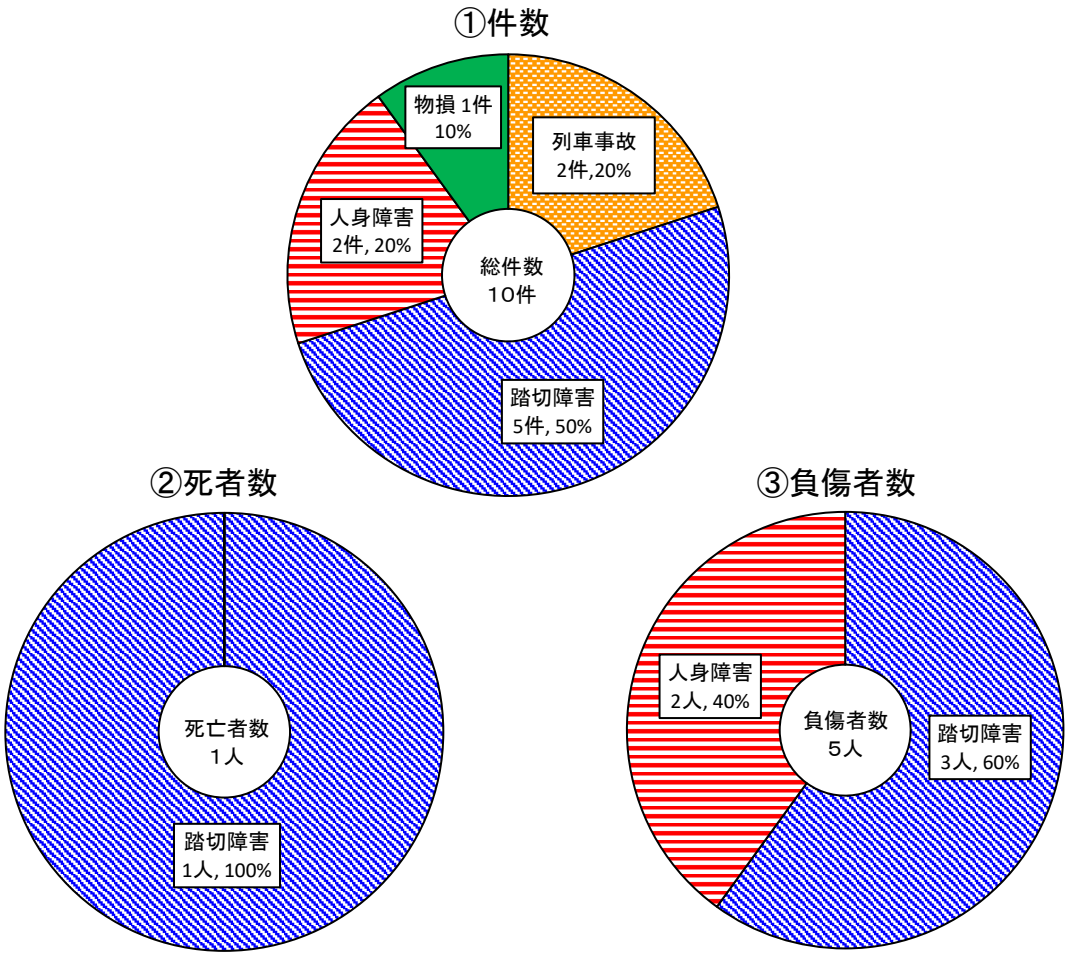

図２：運転事故の件数及び死傷者数の推移

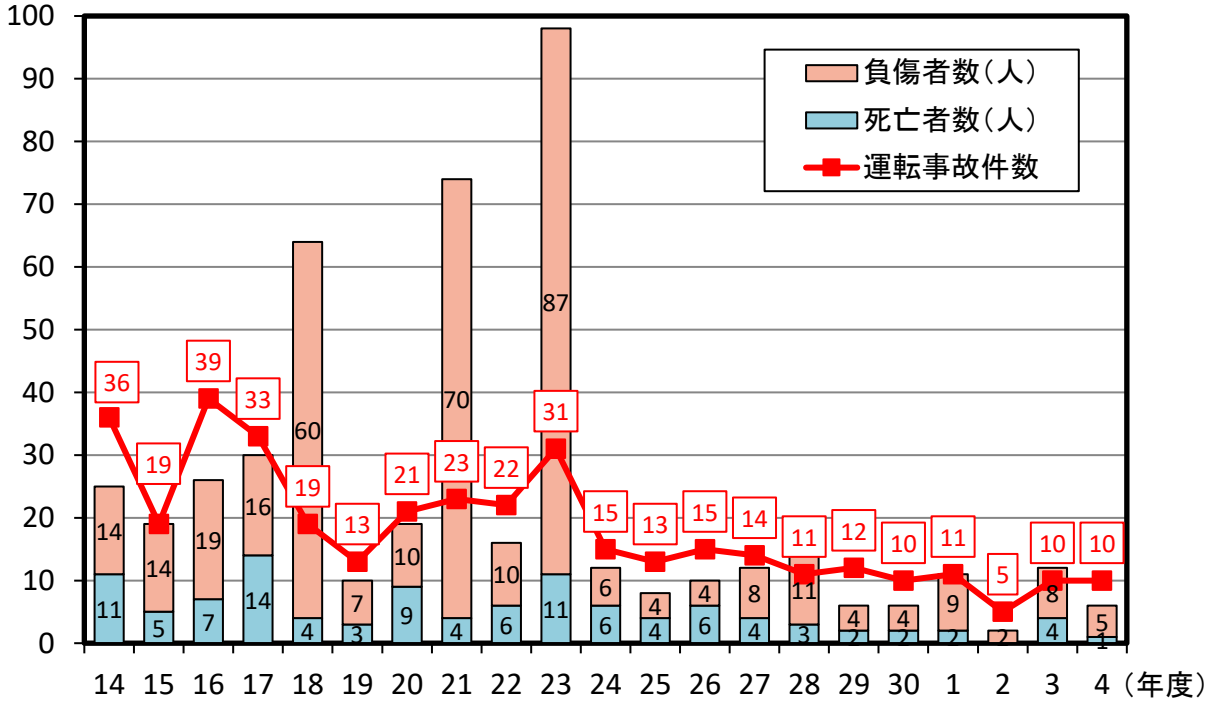

２．踏切事故

○ 令和４年度に発生した踏切事故は、件数が５件で対前年度１件増、死亡者数が１人で同１名減、負傷者数が３人で同１名増でした。（表１参照）
踏切種別の内訳は、第１種踏切道で４件、第４種踏切道で１件でした。
なお、第３種踏切道での事故の発生はありませんでした。

図３：踏切種別・衝撃物別・原因別の踏切事故件数（令和４年度）

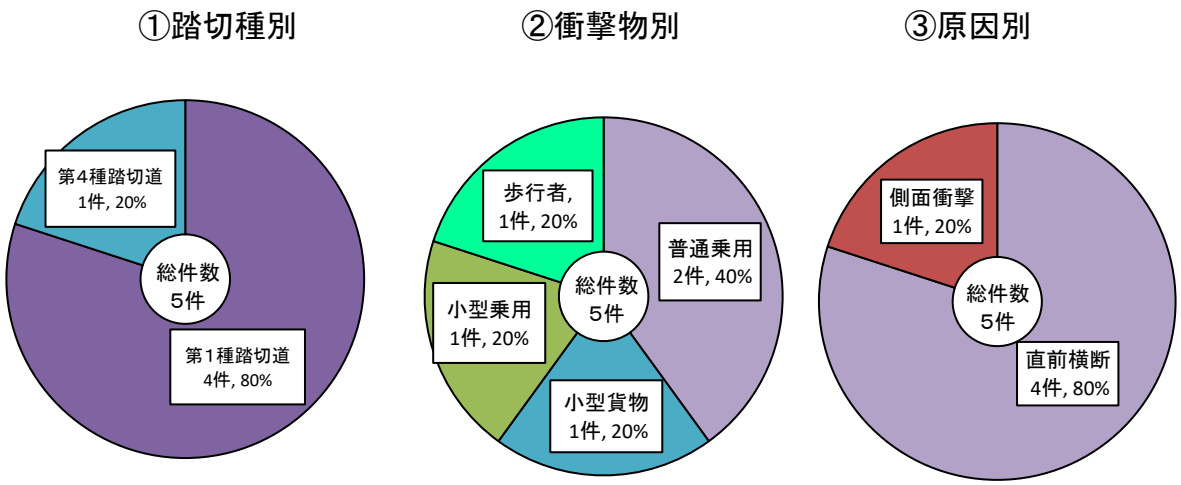

図４：踏切事故の件数及び死傷者数の推移

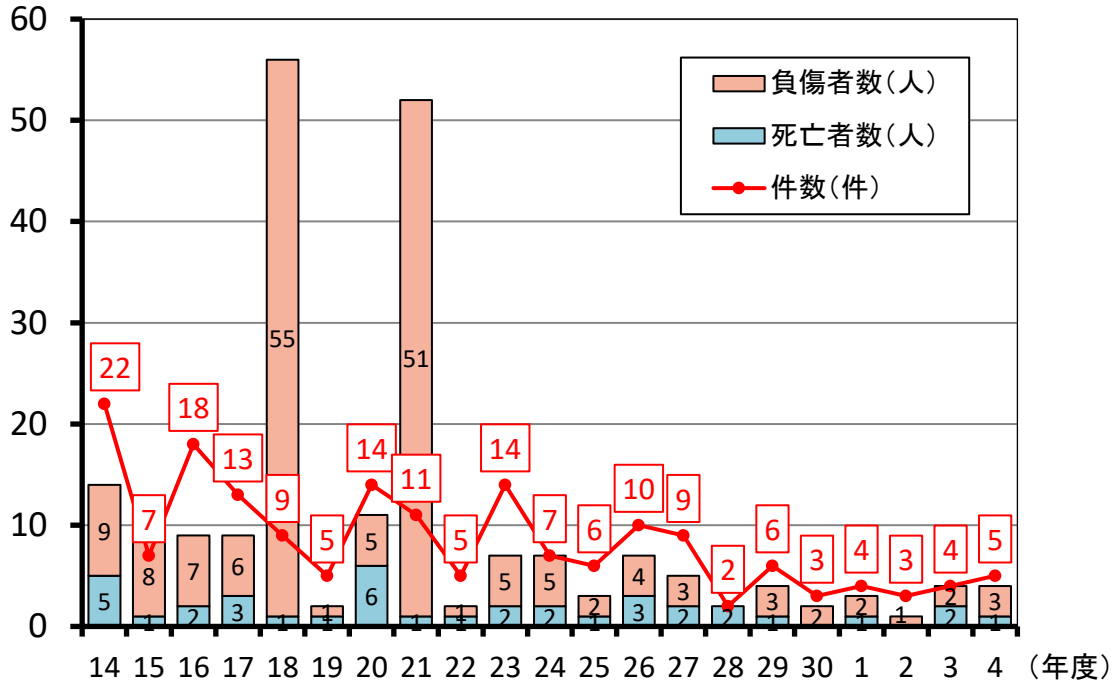

３．人身障害事故

○ 令和４年度に発生した人身障害事故は、件数が２件で対前年度増減無し、死亡者数が０人で２人減、負傷者が２人で２人増でした。（表１参照）

○「ホーム上で接触」はありませんでした。

○ ホーム以外の「線路内に立ち入って接触」については、件数が１件で対前年度１件減、死亡者が０人で２人減、負傷者が１人で１人増でした。

図５：人身障害事故の件数及び死傷者数の推移

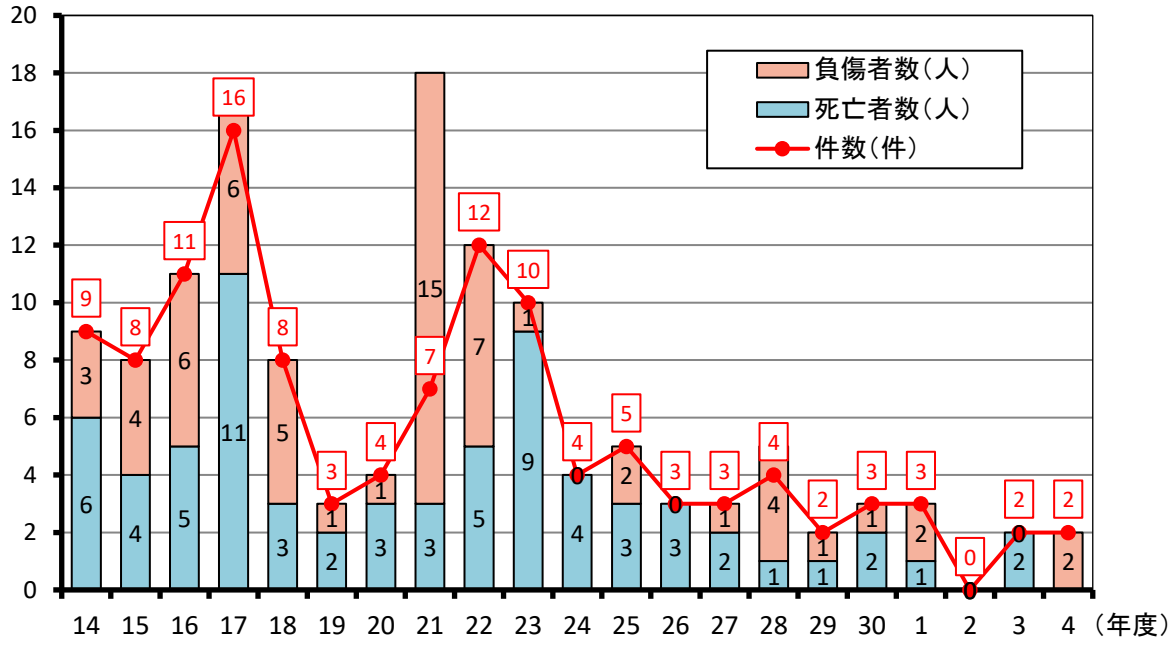

図６：ホーム等における人身障害事故件数の推移

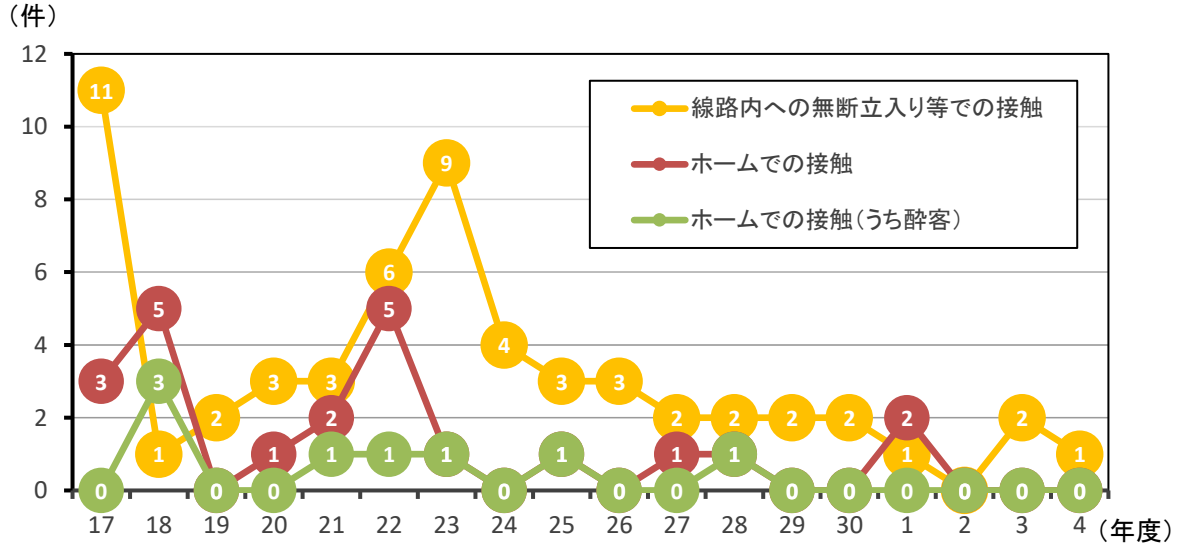

４．輸送障害

○ 令和４年度に発生した輸送障害は７１６件で対前年度３８件増でした。（図７参照）

○ 鉄道係員、車両又は鉄道施設等（部内原因）によるものが２２４件で対前年度１２件増、動物等に起因するもの（部外原因）によるものが３３９件で対前年度６０件増、雪害、風水害、地震等の自然災害（災害原因）によるものが１５３件で対前年度３４件減でした。

図７：輸送障害件数の推移

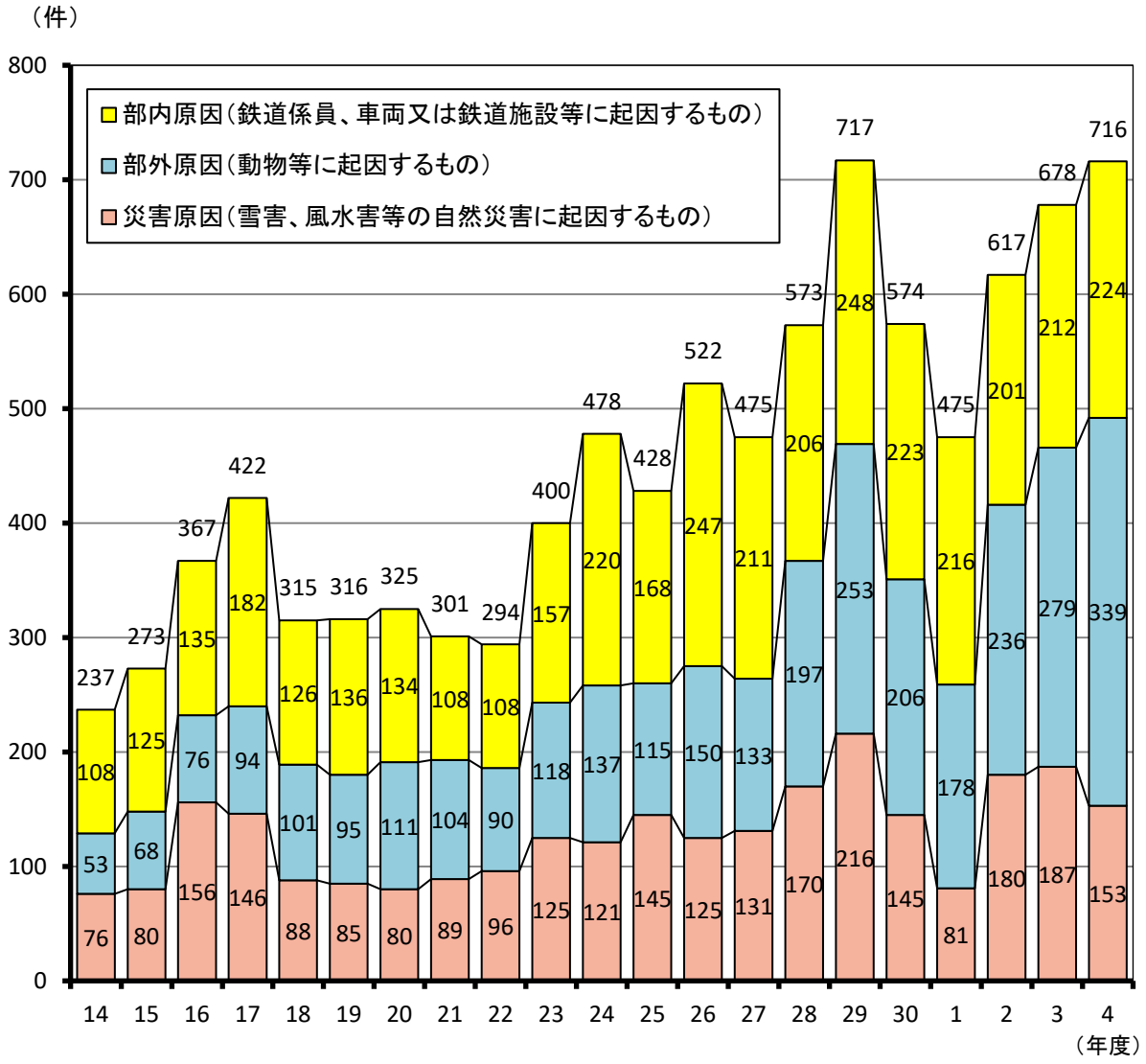

５．インシデント

○ 令和４年度に発生したインシデントは４件でした。（図８参照）

図８：インシデント発生件数

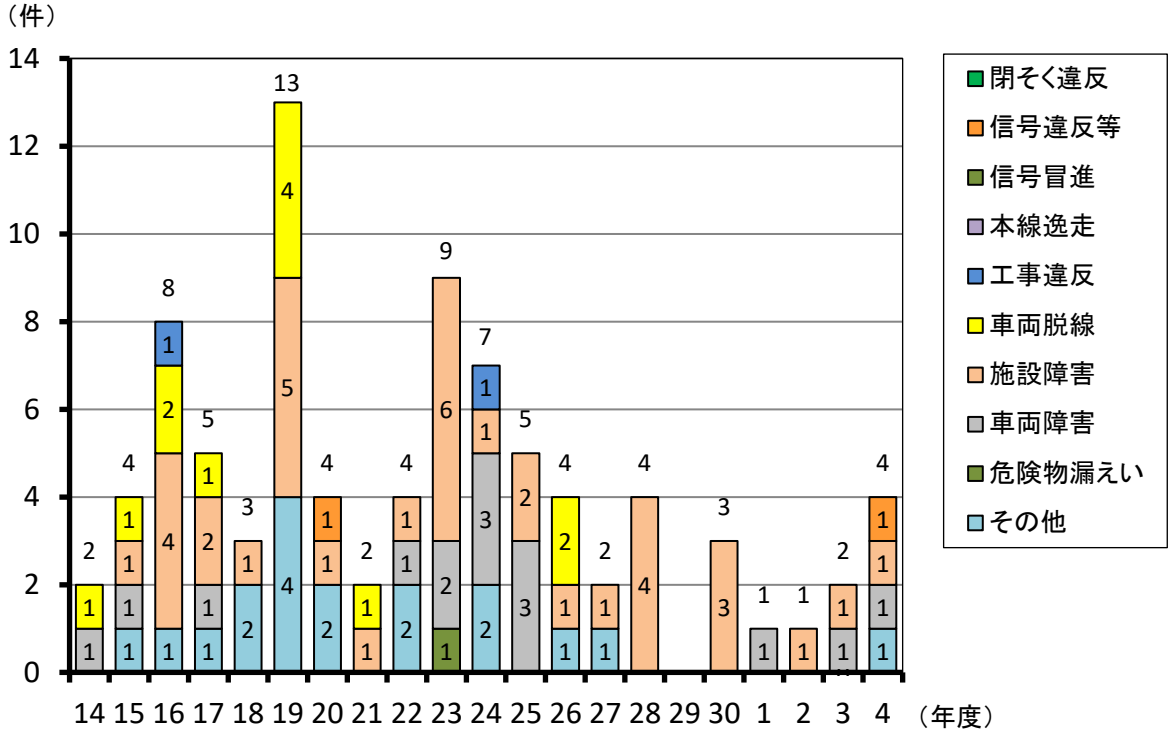

閉そく違反	閉そく（軌道事業においては、保安方式）の取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間（軌道事業においては、保安区間）を運転する目的で列車（軌道事業においては、本線路を運転する車両）が走行した事態をいう。
信号違反	列車の進路に支障があるにもかかわらず、当該列車に進行を指示する信号が現示された事態又は列車に進行を指示する信号を現示中に当該列車の進路が支障された事態をいう。
信号冒進	列車（軌道事業においては、本線路を運転する車両）が停止信号を冒進し、当該列車（車両）が本線における他の列車又は車両の進路を支障した事態をいう。
本線逸走	列車又は車両が本線を逸走した事態をいう。
工事違反	列車の運転を停止して行うべき工事又は保守の作業中に、列車が当該作業をしている区間を走行した事態をいう。
車両脱線	鉄道事業における車両が脱線した事態であって次に掲げるものをいう。 イ 本線において車両が脱線したもの ロ 側線において車両が脱線し、本線を支障したもの ハ 側線において車両が脱線したものであって、側線に特有の設備又は取扱い以外に原因があると認められるもの
施設障害	鉄道線路、運転保安設備等に列車の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態をいう。
車両障害	車両の走行装置、ブレーキ装置、電気装置、連結装置、運転保安設備等に列車（軌道事業においては、本線路を運転する車両）の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態をいう。
危険物漏えい	列車又は車両から危険品、火薬類等が著しく漏えいした事態をいう。
その他	前述に掲げる事態に準ずる事態をいう。

用語の説明

用　語	説　　明
運 転 事 故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故。本文中では、軌道における車両衝突事故を含む。
列車脱線事故	列車が脱線した事故。本文中では、軌道における車両脱線事故を含む。
列車火災事故	列車に火災が生じた事故。本文中では、軌道における車両火災事故を含む。
踏切障害事故	踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故。
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故。
鉄 道 人 身 障 害 事 故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記の５種類の事故に伴うものを除く）。
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により５００万円以上の物損を生じた事故（上記の６種類の事故に伴うものを除く）。
輸 送 障 害	鉄道による輸送に障害を生じた事態（列車の運転を休止したもの又は旅客列車にあっては３０分（旅客列車以外にあっては１時間）以上遅延を生じたもの）であって、鉄道運転事故以外のもの。
インシデント	閉そくの取扱いを完了しないうちに、当該閉そく区間を運転する目的で列車が走行した事態など、運転事故が発生するおそれがあると認められる事態
第１種踏切道	自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道（終発の列車から始発の列車までの時間内に踏切道を通過する車両に対し、遮断しない場合があるものを含む）。
第２種踏切道	踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道。
第３種踏切道	警報機が設置されているが、遮断機が設置されていない踏切道。
第４種踏切道	遮断機も警報機も設置されていない踏切道。

注）　詳細については、事故種類等に関しては「鉄道事故等報告規則」、「軌道事故等報告規則」を、踏切道の種別に関しては「鉄道事業等報告規則」（第９号表の備考）を、それぞれ御覧ください。